

第213回都市計画審議会（令和4年12月12日開催）でのご意見とその対応

番号	ご意見	方向性	対応内容	頁
1	表紙に記載された「変化に富んだ地形、まちの記憶や文化、水とみどりを活かした新宿らしい景観づくり」は、新宿の特徴を示す文章としてほしい。	修正	表紙の文章の2行目を修正し、「個性豊かな新宿らしい景観づくり」とします。あわせて、P.11の（1）基本方針の文章及び図についても整合を図っています。	表紙 P.11
2	区内を走るラッピングカーによる広告についても景観誘導を行ってほしい。	今後の参考	ラッピングカーは屋外広告物に該当しないため、景観計画に含めていません。	—
3	公共空間のガイドラインについては、魅力的な空間を維持管理する方法を追加してほしい。	修正	公共空間のガイドラインの1（5）に以下の具体的方策を追加します。 「持続的な維持管理体制や仕組みについて計画する」	P.275
4	西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群のスカイラインの形成については、景観に十分配慮して誘導してほしい。	既に対応済み	P.266の超高層ビルの景観形成ガイドラインにおいて、「西新宿周辺と新宿駅周辺の超高層ビル群が一团となってなだらかな丘状のスカイラインを形成する」等の具体的な方策を定めています。 また、事業者には区内外の視点場からの見え方のシミュレーションを求め、景観まちづくり審議会にも報告しながら良好な景観が形成されるように誘導していきます。	P.266
5	身近なみどりの重要性が増しているため、小規模な建築計画でも景観に配慮するよう意識啓発を行ってほしい。	既に対応済み	届出対象ではない建築物についても、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに示す方針等を踏まえて計画してもらいたい旨を記載し、小規模な建築計画についても意識啓発を行っていきます。 また、エリア別景観形成ガイドラインやみどりの景観形成ガイドラインにおいて、身近なみどりに関する具体的な方策を定めています。引き続きガイドラインを活用し、良好な景観が形成されるように誘導していきます。	P.67 P.79～P.254 P.262
6	みどりの保全については、景観重要樹木の制度を活用するなど、既存樹木を保存するように配慮してほしい。	既に対応済み	P.262のみどりの景観形成ガイドラインの1（1）に、地域の歴史や文化を伝える既存樹木は地域の貴重な財産として保存や移植等によりみどりを保全する、という景観形成の考え方を位置づけています。引き続きガイドラインを活用し、良好な景観が形成されるように誘導していきます。	P.262
7	明治神宮聖徳記念絵画館の眺望景観を保全するよう誘導してほしい。	修正	区分地区・景観誘導区域等の重ね図について、明治神宮聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域のA区域、B区域、C区域が明確となるように修正します。	冒頭 重ね図
8	P.99の明治神宮聖徳記念絵画館の写真は、噴水前の視点場からの写真に変更してほしい。	修正	P.99右上の写真について、噴水前の眺望点から撮影した写真に差し替えます。	P.99